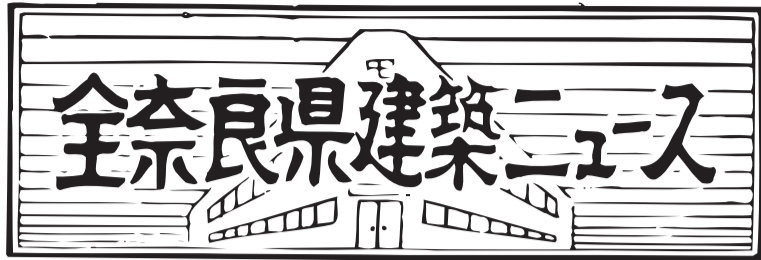


5月も組織拡大強化月間

仲間が増えれば、諸要求もかなう
「数は力です」
団結してガンバロウ！



発行所
奈良県建築労働協同組合
橿原市小綱町9番8号
電話 (0744) 22-5115 (代)
FAX 22-9111
発行人 本部執行委員会
http://www.narakenchiku.com
access-mail@narakenchiku.com

4月1日から

春の組織拡大運動に突入

支部と連帯協力！ コーナンPROで組合PR

～何よりも建築組合の知名度アップにつなげることが大事です～



香芝と北葛支部の役員さんが連帯協力

4月と5月の組織拡大強化月間において、各支部では新規加入者目標の達成に向け、現場訪問行動や組合員宅訪問を統一運動意識として取り組んでいます。各支部では組合員さんの現場や作業場をはじめ、大手住販メーカーや建売分譲現場、町場の現場を訪問し、未加入者がいれば組合パンフやポケットティッシュを手渡しして組合加入をお願いしています。組合員事業所等においてもポスターやのぼり旗を掲げる宣伝にご協力頂いています。

せん。何らかの行動を起こさなければ仲間が増えることはありません。役員や組合員・書記局が一枚岩となり、出来ることから実践・行動に移していくために組合の存在を知ってもらう行動として、近隣支部同士が連帯協力し、コーナンプロやビバホームでの朝宣伝行動を進める計画を立て、年7回、コーナンプロ香芝・三条大路・西大和店、ビバホーム橿原の4店舗を巡回する形で実施します。

1回目の行動として、4月11日(金)の朝7時半から9時までコーナンプロ香芝店において、本部からは松井書記長と書記2名、香芝支部より和田支部長、山本副支部長、細川書記長、北葛支部より藤井本財政長、大内副支部長、元神副支部長の協力を頂き組合宣伝行動を実施しました。今回から来店者に建築組合とわかるようビブスを着用して宣伝行動にあたりました。

北葛支部 組織拡大パトロール

現場で使用する資材を購入するために来店された建築職人の方、職人風の方たちにも声を掛けて組合パンフやティッシュを手渡ししました。ここ数年はコロナ禍も相まって、人と人の対面でお話させて頂く機会が少なくなったため、このような状況下での組織拡大行動は人のつながりを感じられる貴重な機会であると考えます。また、配布した宣伝物を現場等で使用してもらうことにより、組合の名が広まれば良いなとも思っております。

春の陽気と桜満開の中、交通安全週間もスタートし、建築組合組織拡大強化行動週間も始まりしました。4月11日にコーナンプロ香芝店において7時30分から9時まで朝宣伝運動を香芝支部・北葛支部・本部書記局とで行いました。朝早くからご苦勞様でした。その後、組合本部の宣伝カーにて組織拡大パトロールを行いました。世情厳しい中、役員さん宅や事務所や倉庫・工場等を訪問しな



宣伝カーで北葛支部管内を巡回

らう上では小さなきっかけかも知れませんが、行動を積み重ねていくことで今後の大きな成果に繋がると信じています。一人一人の力は弱くても、その力を集めて組合が大きくなることで、国や地方自治体は要求に耳を傾けます。建築労働者・

職人の結集を大きくする事で諸要求を実現し、仕事と暮らしを守ってきた歴史があります。「数は力」です。



事業所訪問し未加入者紹介をお願い



来店者へ声掛けをされる役員さん

ある事務所では現場からの街宣パトロールとなりました。また、セニア会員さんの工場や事務所では世大パトロールを終了しました。(財政長 藤井本正明記)

香芝支部 春の組織拡大行動

4月14日(水)に支部長と支部役員6名が支部事務所を集まり、車2台に分かれ香芝市内の現場訪問行動を実施しました。支部事務所近くにある21区画の現場ではアクアホームの新築現場があり大工さんとサイディング職人さんが作業されていたので「何か困っている事はないですか?」と声掛けし、組合パンフとティッシュ、支部のタオルを手渡し知合いの職人さんにも声掛けしてもらえようと思いました。

DAISEIの新築現場と関西ハウジングの新築現場でも大工さんが作業されていたので声掛けしたら未加入者でしたので、組合パンフとティッシュ、タオルを手渡し知合ったことが有れば組合に相談して下さいとお伝えしました。

五位堂方面では組合員の(株)森建設さんの納屋改修工事現場と外壁塗装の現場、日之出水道さんの下水工事現場2カ所でも職人さんが

作業されていたので声掛けし、組合パンフ等を手渡し知合いの職人さんが居られたら紹介して下さいと組合加入促進をお願い致しました。

今回現場は少なかつたですが、未加入の職人さんが多かつたので現場訪問行



足場設置や労働衛生面などを確認

動が一人でも多く組合加入に繋がればと思いつつ訪問行動を終えました。
(書記長 細川浩一記)

一括有期労災(建築・建設業)の適用範囲のご注意

雨天等で現場に出られない日、労働者が作業場等を片付け中にケガ

■雨天や工事受注がない日に、自社の作業場や倉庫の片付けをしていて、労働者がケガした場合には、一括有期労災は適用となりません。

下請けが多い事業所の皆さんへ

■通勤災害及び材料等の積込み中のケガ、ならびに片付け中のケガは、その当日の元請事業所に言わなければなりません。

※上記のようなケースを心配される場合には、一括有期 労災とは別に、事務所用の労災番号を取り、加入すれば適用することができます。詳細については労災係までご相談下さい。

奈良の木を使用した住宅への助成制度

奈良県では県産材利用拡大を図るため、奈良県産材又は奈良県地域認証材に加えて、奈良県産JASを使用した住宅(新築、増築、改築又はリフォーム)に対して助成をします。

- (募集期間) 令和7年4月18日(金)～令和7年11月14日(金)必着
 ※ただし、内装材のみ申請の場合は令和8年2月13日(金)まで必着
 ※先着順 ※募集期間内であっても予算に達した時点で受付が終了します。
 (受付窓口) 奈良県木材協同組合連合会へ持参、または郵送となります。

奈良の木を使用した住宅助成事業 (奈良県内外での住宅工事)						
募集戸数	募集戸数 148件(棟)程度					
対象住宅	一戸建ての住宅・共同住宅等の住宅部分 ※賃貸住宅は対象外					
工事	新築・増築・改築・リフォーム(分譲住宅は新築のみ)					
対象部材	(構造材) 木造軸組工法(在来工法)の構造躯体における土台・柱・間柱・梁(小屋梁を含む)・桁・胴差・大引又は構造用合板 ※間柱は県産材使用住宅助成のみ対象 (内装材) 室内の見える部分に使用する木材(床・壁・天井材・階段) ※上記以外の部材は対象外です。 (例:母屋、棟木、垂木、筋かい、火打、束、外壁など)					
補助対象者	・奈良県JAS材、奈良県地域認証材又は奈良県産材を使用し、持家住宅の新築、増築、改築又はリフォームを行う事業者 ・奈良県JAS材、奈良県地域認証材又は奈良県産材を使用し、分譲住宅の新築を行う事業者					
		奈良県産材		奈良県地域認証材		奈良県JAS材
構造材	使用量	5㎡以上	使用量	5㎡以上	使用量	5㎡以上
	補助金額(一律)	10万円	補助金額(一律)	15万円	補助金額(一律)	30万円
内装材	使用量	20㎡以上	使用量	20㎡以上	使用量	20㎡以上
	補助金額(一律)	5万円	補助金額(一律)	10万円	補助金額(一律)	20万円
補助要件	・構造材の補助金申請は、上棟予定日の20日前までに ・内装材の補助金申請は、工事完了予定日の20日前までに ・両方を申請する場合は、上棟予定日の20日前までに ・書類の添付漏れがある場合は受付出来ませんので、余裕を持って提出下さい。					
注意点	・申請者は住宅の外観、内部写真等を県のパンフ、HP掲載に同意すること。 ・2×4工法の内装材は補助対象。構造材は対象外。(在来工法に限る)					

※申請書類等は奈良県奈良の木ブランド課HPでダウンロードが出来ます。
 ※問合せ先 奈良県木材協同組合連合会 TEL0744-47-4350
 奈良県県産材利用推進課 TEL0742-27-7476

出産祝い金制度

青年組合員さん 交付申請を忘れずに

組合では青年組合員の皆さんのお子様の誕生を祝い、健やかな成長を願って、平成20年から出産祝い金を給付しています。

給付を受けられる方は、対象児の出生日前、1年以上引き続き組合に在籍していること。組合費及びその他の義務負担金を滞納していないことが必要条件です。

支給額は、1人につき2万円です。

申請手続きや必要書類については、所属支部や組合本部までお問合せ下さい。

※申請期限は、対象児の出生の日の翌日から2年以内にご提出ください。

心からご冥福をお祈りいたします
亡くなられた仲間

- 令和7年3月死亡
 宇陀支部 北森 吉也氏 板金工(72歳)
 宇陀支部 吉田 雄二氏 大工(87歳)
 生駒支部 高岡 恵二氏 大工(83歳)
 檀原支部 鎌塚 忠幸氏 タイル工(75歳)
 奈良支部 東 直正氏 配管工(42歳)
- 令和7年4月死亡
 檀原支部 西川 友一氏 大工(93歳)

力と団結で組合を発展させよう!

組合青協・第61回定期大会

4月13日(日)に組合本部会館において、奈良建築青年部61回定期大会が開催されました。当日の参加者は6支部13名の参加者がありました。

来賓には本部の中委員長にご挨拶をいただき、「これからの組合を牽引していくのは青年部による行動力であり、未加入者への声かけを中心に組織拡大行動への協力をお願いします」と力強い言葉を頂きました。

議長団には生駒支部の宇野さんと奈良支部の内田さんが務められ、議事進行はスムーズに進みました。

進みました。新年度活動方針と予算案が承認された後に、各支部より活動経過並びに次年度計画案の報告がありました。青年部員が減少している中で、今後どのように青年部協議会を運営していくか、これからも継続課題として検討していく必要があります。

すべての議事が終わり、桜井支部の向出さんが団結ガンパロウを発声、香芝支部の和田さんが閉会の辞を述べられ、61回定期大会は無事終了いたしました。

(担当書記 中西記)

青協役員紹介 (敬称略・順慣例)

- 議長 中田 米晃 (五條)
- 副議長 増田 昂 (奈良)
- 奈良部長 内田久爾夫
- 生駒部長 宇野 佑弥
- 天理部長 山下 真司
- 橿原部長 古川 勝浩
- 桜井部長 向出 篤史
- 香芝部長 和田 全立
- 五條部長 西前 友晴



大会に参加された青年部員みなさん



運動方針を提案する中田青協議長と議長団の宇野さんと内田さん

法人になっても中建国保で 健保適用除外は国が定めた制度

国土交通省では、建設業における人材確保と、公平で健全な競争環境の構築を目的に、社会保険未加入対策を進めています。社会保険とは、一般的に「健康保険・厚生年金・雇用保険」の3つがあげられます。このうち健康保険については「中建国保に加入しているが大丈夫か?」という問合せを受けることがあります。

全ての法人事業所と従業員5人以上の個人事業所は、法律により「協会けんぽ」と「厚生年金」への加入が義務付けられています。

しかし、すでに中建国保に加入している組合員さんは「健保適用除外承認申請を行い、承認を受けることで、健康保険は中建国保に残ったままで、年金だけを厚生年金とすることが可能です。これは国が認めている制度で建設業許可申請や経営事項審査においても「保険加入」の扱いとなり「適法」です。

また、適用除外の承認を受けた事業所が従業員を新たに雇用する場合も「健康保険適用除外承認申請」を行い、承認を受けることで厚生年金と中建国保の組み合わせで加入することができます。

しかし、元請や上位企業、社労士の指導では、健保適用除外により建設国保に加入している仲間に対し、「建設国保は社会保険未適用である」との誤った認識により、協会けんぽへの加入指導が行われている事例がありますのでご注意ください。

なお、常勤労働者が5人未満の個人事業所は「協会けんぽ」に加入する必要はなく、中建国保のままで問題ありません。

これから法人設立を検討している方、設立が決まったらすぐに組合に連絡を

あらたに法人事業所を設立したり、すでに健保適用除外の承認を受けている事業所が常勤労働者を雇用した場合でも「適用除外」の手続きが必要です。事由発生の日から14日以内に事業所所在地を所管する年金事務所に申請しなければなりません。

手続きが遅れた場合、中建国保の資格を失うこともありますのでご注意ください。

◆あなたはどこに該当しますが、ご確認ください!

		健康保険		年金	雇用保険
A	法人事業所	◎		◎ 厚生年金	◎ 雇用保険
		協会けんぽ	建設国保 (適用除外申請)		
B	個人事業所 (従業員5人以上)	◎		◎ 厚生年金	◎ 雇用保険
		協会けんぽ	建設国保 (適用除外申請)		
C	個人事業所 (従業員5人未満)	○ 市町村国保	○ 建設国保	○ 国民年金	◎ 雇用保険
D	一人親方	○ 市町村国保	○ 建設国保	○ 国民年金	加入義務なし (入れません)

◎は社会保険の強制適用事業所。上記のとおり加入していれば適正な加入となります。

ご注意!
健保適用除外をしている事業所は適法です。上位企業や自治体からおかしいと言われたら組合にご相談を!

組合の中建国保は、 17,500円以上 の医療費が返ってきます。

他の組合にはない大きなメリットがあります。

新聞紙上やダイレクトメールで「建設連合・奈良県建設組合」の建設国保について目にすることがありますが、中建国保の魅力と比較していただければ、中建国保の給付等の充実面がよくわかります。

安心ひろがる現金給付

償還金制度

■組合員の自己負担が1ヵ月17,500円を超えたとき（償還金）
70歳未満の組合員を対象に、医療費の自己負担がひとつの病院・診療所で1ヶ月17,500円を超えたときは、超えた額を償還金として支給します。

対象となるのは、①入院、②通院、③歯科、④調剤、⑤訪問看護療養費、⑥療養費です。

ただし、組合員と家族の合算による高額療養費が支給される場合は支給対象とならないことがあります。

※加入した月から3ヶ月が経過してない時は支給されません。



現金給付

■傷病手当金（組合員が病気などで連続して5日以上仕事を休んだ時）
組合員が入院、入院外に関わらずお医者さんから仕事を休むように言われたとき、休業が連続して5日以上であれば、休業1日目から1日につき、入院の場合は8,000円（日額）が支給。

※種別に関係ありません。

入院外の場合は種別に応じ、4,000円から2,000円の範囲で支給されます。

また、初回の支給開始から3年が経過すれば、ふたたび入院・入院外それぞれ50日まで支給をうけることができます。



◎詳しくは組合本部や中建国保HPや便利帳を再度ご確認ください。

※建設連合には償還金制度はなく、傷病手当金も入院のみで一律5,000円のみ。

※傷病手当金は市町村国保にはない制度です。

中建国保のホームページを ご活用ください。

保険料シミュレーション

所属の支部、保険料種別、家族数に応じた、月ごとの保険料が簡単な質問に答えるだけでわかります。QRコードを読み取るとスマートフォン専用ページを見ることができます。

<http://www.chuken.or.jp>



「全国建設業労災互助会」

第三者賠償補償制度

工事中に第三者への賠償責任が発生するリスク

団体のスケールメリットを活かし、個別に同種の補償（保険）に加入されるより割安な掛金となっています。

組合では建設工事に伴って生じる不測の事故による賠償事故を補償できるよう、損保ジャパン代理店（株）ライフコートと提携しています。

工事遂行中に生じた偶然な事故、また建設工にかかわる施設および昇降機に起因する事故によって、第三者の身体障害または財物損壊が発生した場合、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

（例）内装業者が工事中にシートが飛ばされ室内にあった家財が水濡れ被害。施工ミスによる水漏れ被害。作業物落下による通行人へのケガ。

リース車の破損（自走可能なリース・レンタルした建設工作用車両の破損事故）

■お支払限度額・自己負担額（標準プラン）

身体賠償	1名につき	最高2億円
	1事故につき	最高5億円
財物賠償	1事故につき	最高1億円
自己負担額	身体賠償・財物賠償それぞれにおいて、1事故につき5万円が自己負担となります。（損害額が5万円を超えた場合に超過額がお支払いの対象となります）	

■年間掛金／建築100%の場合

完成工事高	1千万円	13,596円
	3千万円	34,608円
	5千万円	41,604円

※案内パンフレット希望・見積り希望・詳しい説明が聞きたいという方につきましては、(株)ライフコート・さくらの西山までご連絡をお願いします。お問合せの際は建築組合員ですとお伝えください。

☎0744-45-3151 / 桜井市大西445-3

組合員さん限定！ コーナンPRO

コーナンPROと建築組合の 提携がスタート。 近畿二府四県で3%割引

「三条大路店・香芝店に加え、
河合町に西大和店がオープン」

お買い物の際、レジで組合カードを提示することで、3%の割引が受けられるようになりました。現金&クレジットカードどちらも可。

早朝から営業していることで、プロ向けの住宅建材・用品を専門に扱う同店は120店舗が営業していますが、今回の奈良県建築組合との業務提携で3%の割引が受けられるのは関西エリアの店舗となります。

提携店舗は、近畿2府4県のコーナンPRO・WORK&TOOL全店となりますが、「ホームセンターコーナン」及び「コーナンドイト」店舗は対象外ですのでご注意ください。



※組合カードは各支部を通じてお渡しさせていただきます。



「フリーランス新法」ご存知ですか 建設業の一人親方との取引にも適用されます 気づかぬ間に違反の可能性

令和6年11月から施行されたフリーランス・事業者間取引適正化等法について確認しましょう。
元請業者や上位請負業者がフリーランス（一人親方）に仕事を発注する場合、下記①～⑤のような法令遵守が義務付けられます。
※一人親方とは「請負契約の相手方である事業者で従業員を使用しないもの」とし、発注事業者とは「一人親方に工事発注する事業者で従業員を使用するもの」と定められています。

- ①書面又は電磁的方法による取引条件の明示。
- ②完了後60日以内に支払期日を定め、その定め通り報酬を支払うこと。
- ③1ヶ月以上の業務委託をしている場合は不当な受領拒否や報酬の減額等を行わない。
- ④ハラスメント対策の体制を整えること。
- ⑤募集情報の的確かつ最新の表示をすること。加えて6ヶ月以上の業務委託を行う場合は、育児介護等と業務の両立に対する配慮や中途解除、更新止めを行う場合は30日前までに予告や理由の提示を行うこと等。

近年、働き方改革の影響や働き方の多様化から、一人親方の保護が進められています。知らない間に違反をされていた、違反をしていたということがないようにしましょう。

❖契約や支払い、業務内容など取引上のトラブルが発生した場合は、相談窓口「フリーランス・トラブル110番」☎0120-532-110にご相談ください。



奈良	127
生駒	169
山添	29
都祁	13
郡山	54
斑鳩	46
天理	162
東宇陀	17
田原本	71
北葛	288
桜井	124
香芝	101
宇陀	125
橿原	466
菟田野	41
東吉野	18
御所	82
吉野	51
中吉野	57
五條	93
川上	10
西吉野	7
天川	2
十津川	12
下北山	3
合計	2,168

組合員 2、168名 支部組織人員（令和7年4月20日現在）

ようこそ 組合の仲間へ

令和7年4月新加入（敬称略）

支部	氏名	年令	職種	紹介者
天理	武田 隆	48	建設業	杉本 力哉
北葛	廣田 涼輔	25	防水業	飯田 繁夫
桜井	伊達 千畝	25	外構業	向出 篤史
桜井	豊森 一也	68	建設業	福嶋 三泰
桜井	吉本 圭佑	35	足場、仮設業	向出 篤史
宇陀	吉岡 将	18	水道設備工	岡 精一郎
宇陀	廣隅 秀和	55	総合建設業	村井 利一
橿原	奥田 覚	58	足場工事業	浅岡 政則
橿原	塩谷歩羽雅	29	電気工事士	浅岡 政則
橿原	中村 修	56	建設業	浅岡 政則
橿原	萬谷 大樹	33	大工	浅岡 政則
橿原	山口 大介	45	大工	小谷 一夫
御所	谷 宜恭	40	建築大工	谷 芳清



今月の労災事故件数

（令和7年3月21日～
令和7年4月20日まで）

一人親方1件／一括有期3件

項目	一人親方	一括有期		合計
		職人	業主	
1. 墜落・転落	0	0	0	0
2. 転倒	0	1	1	2
3. 飛来・落下	0	0	0	0
4. 電動工具	0	1	0	1
5. 切れ・擦れ	1	0	0	1
6. 踏み抜き	0	0	0	0
7. 破壊・倒壊	0	0	0	0
8. 動作の反動・無理な動作	0	0	0	0
9. 交通事故	0	0	0	0
10. その他（激突・感電等）	0	0	0	0
合計	1	2	1	4

情報コーナー

各種試験・技能講習のご案内
奈良県労働基準協会や建災防奈良県支部では各種技能講習会をおこなっています。

※（組本）は組合本部が会場

◎奈良県労働基準協会主催
問合せ先 074213612040

○玉掛け技能講習
学科 5月19日～20日（組本） 実技 5月21日

○有機溶剤作業主任者技能講習
学科 6月19日～20日（組本） 実技 6月21日

○建築物石綿含有建材調査者講習
学科 5月15日～16日

○フルハーネス型安全帯使用特別教育
学科 5月27日～28日

○建設業労働災害防止協会主催
問合せ先 074212213345

○足場の組立て等作業主任者技能講習
学科 6月11日～12日

○石綿作業主任者技能講習
学科 6月24日～25日

○建築物石綿含有建材調査者講習
学科 5月21日～22日

○フルハーネス型安全帯使用特別教育
学科 6月19日

○足場の組立て等業務に係る特別教育
学科 6月18日

申込みは労働基準協会並びに建災防奈良県支部までお問合せ下さい。
基準協会や建災防ホームページでも確認できます。

【先月より17名減】

仲間や建築現場の紹介をお願いします

組合では春と秋に組織拡大強化月間を設けて、新規加入者105名を目標に各支部組織拡大運動に取り組んでいます。

現場や取引先や友人知人など、組合に未加入の建築関係の方がおられましたら、事業主・一人親方・職人を問わずご紹介をお願いします。組合事業内容として中建国保、労

災保険、税金申告、建設業許可などの相談を詳しくご説明させていただきます。

ご紹介いただける方がおられましたら、組合本部または所属支部までご連絡ください。皆さんによる「未加入者の掘り起し」と「声かけ」が最大の力となります。

令和6年分 所得税確定申告 616件を一括申告

正確な記帳がますます重要に

各支部では2月上旬から3月の一括申告に備え、各支部では記帳学習会などを開催しました。組合員の記帳能力の向上を図るため、組合本部で斡旋している所得計算ノートなどを利用し税金申告相談会を開催しました。

令和6年度分の一括申告の件数は、所得税616件（青色申告283件、白色申告333件）で昨年度申告件数よりマイナス55件となりました。

マイナンバーの取り扱いと記載書類に関しては、支部での書類管理と保存対応などについて共に意思統一をはかり、組合員さんにはマイナンバーへの対応についてご理解とご協力を頂くことができました。

「適格請求書保存方式（インボイス方式）」も2023年から実施されています。実施されたことで課税事業者の消費税納税額が増加するばかりか、適格請求書を発行できない免税事業者にとっては、値引きの強要や取引から排除されるなど、いずれにとっても中小零細事業者にとっては死活問題につながっていきます。

組合では今後も消費税増税反対・適格請求書保存方式見直し・中止を求め、政治の動向等にも注視しながら、全建総連の仲間と力を合わせ、反対運動を進めていきます。

税務署管内	青色申告	白色申告	管内件数	(内) e-tax	消費税
奈良税務署	51	90	141	141	86
桜井税務署	69	44	113	113	64
葛城税務署	128	183	311	310	186
吉野税務署	35	16	51	51	28
合計	283件	333件	616件	615件	364件
昨年度	297件	374件	671件	421件	346件

「事務所・作業場・倉庫」等の 労災保険

工事現場以外の業務とは…

- ①作業場で（請負工事とは無関係な）木材等を加工する。
- ②作業場・倉庫・資材置場で、手すきの時間（請負工事とは無関係）に片付け、整理、道具の手入れをする。
- ③事務の業務など。

例えば

- ・従業員が作業場で建築用金具を加工中にケガをした。
※請負工事につながる作業ならば「元請の現場労災」を適用。
- ・雨天のため、従業員に倉庫の整理整頓を命じたところケガをした。
- ・事務所内で事務員が転倒してケガをした。

これらのケースは「事務所労災」を成立させていなければなりません。しかし、事業主が労災保険に未加入であっても、ケガをされた労働者は労災保険で救済されますが、労災保険加入の事業主に対しては、さかのぼっての保険料の徴収や労災保険給付額の100%又は40%を徴収される費用徴収等のペナルティが課せられることもあります。

労災保険、大丈夫ですか

「現場労災」だけでは不都合なケースも!?

労災保険は、労働者（事業主に使用され、賃金を受けている人）の災害に対する保護を目的とする制度ですが、建設業の労災保険は一

般的な労災保険とは異なり「現場労災」と「事務所・作業場等」に分かれています。さらに造園業であれば「剪定作業のため」の労災保険もあります。

「事務所・作業場・倉庫」などの労災保険については、工事現場以外の業務が対象となるのですが、事務員を雇用（同居の親族除く）している場合、または請負工事とは関係のない作業場・倉庫・資材置場などでの作業がある場合には、労働災害がおこったときに「現場労災」では適用されないことがあります。これら「工事現場以外の業務」の労働災害に備えるものとし

て「事務所・作業場・倉庫」の労災保険（略称「事務所労災」）の加入が必要となります。保険料の計算方法は労働者の賃金総額（年間）×保険料率となります。また、造園業者における「剪定作業のため」の労災保険については、土木工事を伴わない「樹木の剪定や手入れのみ」の業務は、労災保険上では、農業の扱いになり、事業主は「樹木の剪定や手入れのみ」業務のための労災保険の加入が必要になります。保険料の計算方法は「事務所労災」と同じです。労災保険の労災係りまでご相談ください。

組合顧問弁護士へご相談下さい。

- ◎工事中・後の施主との工事代金不払い
- ◎手形や小切手の取引の問題
- ◎竣工後の施工面のクレーム
- ◎債権回収の相談
- ◎元請や業者間との賃金不払い
- ◎従業員の賃金や雇用等に関する問題

上記のような問題等を抱えておられたら、一人で悩まずにご相談下さい。組合では顧問弁護士と契約を結んでいます。最初の30分間は無料です。まずは組合本部へご連絡下さい。

・直接、ご連絡頂く場合は建築組合員ですと申し添え下さい。
奈良総合法律事務所 0744-23-8611